

「施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン（案）」に対する意見

2012年（平成24年）1月27日  
日本弁護士連合会

「施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン（案）」（以下「本ガイドライン案」という。）に対し、以下のとおり、当連合会の意見を述べる。

序 本意見の目的

児童虐待防止のための親権制度の見直しに関し、2011年5月に「民法等の一部を改正する法律」が成立し、2012年4月1日から施行される予定である。これに伴い改正される児童福祉法の第33条の2又は第47条では、児童相談所長や児童福祉施設の施設長、小規模住居型児童養育事業における養育者、又は里親（以下「施設長等」という。）が、親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」という。）がある子どもに対しても、監護、教育及び懲戒に関し、その子どもの福祉のため必要な措置を採ることができること、また子どもの親権者等はこれを不当に妨げてはならないことが定められている。本ガイドライン案は、この「不当に妨げる行為」に関する考え方等を示すものである。

1 不当に妨げる行為の事例

本ガイドライン案の記載や、「不当に妨げる行為」の具体例は、相当網羅的であり、内容的にも適切なものであると考えられる。

ただし、本ガイドライン案が、児童相談所長や施設長等が日常的に行うべき権限の行使の指針になるものであることを考慮すれば、より一層明確具体的に記載されることが望ましい。特に、2（2）ウの「児童等の健康に悪影響を及ぼす行為」については、考え方をより詳細に示すべきと考えられる。当連合会の「児童虐待防止のための親権制度見直しに関する意見書」（2009年9月18日付け）においても、日常生活に関する部分は、国がガイドラインを設けることで明確化を図ることを提言している。

2 親権者等に対する対応方法

次に、本ガイドライン案の「4「不当に妨げる行為」があった場合の対応」に記載されている児童相談所長や施設長等による親権者等に対する具体的な対応方法については、問題がある。

本ガイドライン案は、「不当に妨げる行為」がなされる場合、親権者等に対して、当該行為が子どもの利益の観点から適切ではないことを説明し、児童相談所や施設、里親が行おうとする監護措置について理解を求めること、仮に理解が得られない場合には、児童福祉法上、親権者等は、児童相談所長又は施設長等による監護措置を不当に妨げてはならない旨規定されており、親権者等の行為がこの「不当に妨げる行為」に該当することについて説明し、調整を図ることとしている。さらに、なお改善が見られない場合は、面会・通信制限、接近禁止命令の措置、あるいは親権喪失・停止等の審判の請求を検討するとされている。

確かに、児童相談所長や施設長等と親権者等が対立する場合、児童相談所長、施設長等より、当該措置の趣旨や児童福祉法上の根拠について親権者等に十分な説明を行うことが必要である。

しかし、本ガイドライン案の記載からは、最終的に親権者等の理解を得られない場合には親権喪失・停止等の審判請求のような司法手続を経ることが常に求められているかのように誤解されかねない。これでは、一時保護所や施設等において子どもの福祉が害されることのないよう児童相談所長や施設長等の権限行使の根拠を明確化した改正児童福祉法の趣旨に反することとなる。改正法が、親権者等がこれらの権限行使を不当に妨げることを禁止した趣旨は、親権者等の主張や行為が不当な場合には、児童相談所長や施設長等が自らの権限で監護等に関する措置を行うことができるところにあると解されるところである。

よって、ガイドラインにおいては、児童相談所長や施設長等は子どもの福祉を図るため広範な監護措置権を有しており、親権者の主張が不当なものである場合、司法手続を経ることなく親権者等の主張や行為が排斥されることもあることを明記すべきである。

さらに言えば、子どもの日常的な監護、教育及び懲戒に関し、司法審査を経る必要性がないものについては、そもそも親権者等にこの措置の内容を告げ、了解をとるという手順を踏むことなくこれを行うこともできるはずである。本ガイドライン案にはこの点の記載もなされることが望ましい。

また、親権者等の「不当に妨げる行為」が問題となる事例の多くは、医療機関、学校等の関係機関の協力を得て具体的な解決を図る必要があり、国においても、そのための努力を続けるべきである。

以上